

平成26年度第6回幕別町次世代育成支援対策地域協議会会議録

- 1 日時
平成26年11月19日（水）18:30～19:37
- 2 場所
保健福祉センター多目的ホール
- 3 出席した委員
9人：千葉会長、荒木委員、齊藤委員、下川委員、杉山委員、西出委員、堀委員、嶽山委員、牧田委員
- 4 欠席した委員
5人：牛尾副会長、今泉委員、佐藤委員、森委員、安田委員
- 5 事務局
8人：川瀬民生部長、杉崎こども課長、半田保育係長、宗像主査、佐々木主査、浜頭福祉係長、西明主査、武田
- 6 配布資料
○資料1：幕別町次世代育成支援行動計画（後期計画 平成22年度～平成26年度）評価シート
○資料2-1：幕別町子ども・子育て支援事業計画案について
○資料2-2：幕別町子ども・子育て支援事業計画案
○資料3：子ども・子育てに係る利用者負担（骨子案）に対するパブリックコメント意見募集要領
- 7 内容
【進行/千葉会長】
 - (1) 開会
 - (2) 協議
 - ① 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況及び評価について
【説明】

事務局から「資料1」により、計画にある施策のうち、平成25年度以降に拡大をした事業等について以下のとおり説明。

 - ・子育て支援センター事業（No1）
平成25年12月に、利用時間の拡大と新たな事業を展開するため、あおば分室を開設した。
 - ・相談支援事業（No2）
平成25年4月に幕別中央保育所にまくべつ分室を、同年12月にはあおば分室を開設し、本事業の拡充を図った。
 - ・子育てサークル育成支援事業（No3）
現在、いちごキッズなど幕別・札内地域で自主サークルが活動しているが、サークルの活動施設として、あおば分室の施設開放を開始した。
 - ・放課後児童健全育成事業（No5）
平成25年12月に、あすなる学童保育所を移転改築した。
 - ・保育環境整備事業（No7）
平成25年10月に、第2次幕別町立保育所民営化計画に基づいた札内南保育園が開園したが、現在、同施設の増改築事業にも着手している。
 - ・一時保育事業（No8）
平成25年4月から、幕別中央保育所に子育て支援センター分室を開設し、対象年齢を6か月からとする一時保育事業を開始した。また、平成26年1月

から、幕別子育て支援センターの対象年齢も6か月からとし、定員の拡大を図った。

・延長保育事業（No9）

これまで、町内の認可保育所では、札内青葉保育所において19時までの延長保育を実施していたが、平成26年度からは、民営化した札内南保育園においても19時までの延長保育を開始した。

・健康診査事業（No19）

平成26年度から超音波検査受診票を6回分発行することとした。

・健康教育事業（No20）

平成26年度から、2歳児を対象とした事業「すくすく相談」を開始した。

・食に関する学習機会や情報提供事業（No27）

幕別地域では、給食センター職員の学校訪問の際に、児童・生徒への食育教育に取り組んでいる。忠類地域は、平成25年度より忠類小学校に栄養教諭を配置し、食育の授業や、給食時間に栄養教諭がその日に使用している食材を説明するといった、食事の大切さの理解を深める取り組みを行っている。

・幼児教育支援事業（No39）

当町では、私立幼稚園の就園奨励費に該当しなかった保護者に対し、入園料7,000円、保育料3,500円/月を補助する独自事業を行っているが、来年度以降は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に係わる国の動向等を注視しながら、事業のあり方について検討していく。

・バリアフリー化推進事業（No47）

平成25年度には、札内北公園の一部施設について「都市公園の移動等円滑化ガイドライン」に基づいたバリアフリー化整備を行ったほか、札内北公園に隣接する札内西大通の一部について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に準じて整備を行った。

・仕事と子育ての両立支援事業（No50）

へき地保育所においては、平成26年4月1日から、通年開所及び保育時間の延長を実施している。

・犯罪等に関する情報提供事業（No52）

登下校時に不審者情報が入った場合は、交通安全指導員にメールにより情報伝達を行い、児童への注意喚起を行っている。

・子どもの権利の普及・啓発（No54）

平成25年度には、保育所及び幼稚園、小・中学校、学童保育所に、子どもの権利に関するパネルを設置した。

【質疑等】

特になし。

② 子ども・子育て支援事業計画案について

【説明】

事務局から「資料2-1」及び「資料2-2」により以下について説明。

- 子ども・子育て支援法にある国の基本指針で示されている、本計画の基本的記載事項及び任意記載事項
- 次世代育成支援行動計画との関係及び体系比較
- 本計画の策定に当たっての考え方
- 本計画の構成及び記載事項

【質疑等】

委員：計画案の21ページ等にある「人日」という単位は、一般的に馴染みがないので、余白に説明書きがあるとよい。

- 事務局： おっしゃるとおりなので、そのようにしたい。
- 委員： 本計画にある事業の主旨や考え方が、計画を推進していくうえで継続されていくよう、計画中のどこかに「関係部署が連携し柔軟に対応していく。」といった意味合いの文言を盛り込むことはできないか。
- 事務局： 検討させていただく。
- 委員： 20ページに記載の「放課後児童健全育成事業」の確保方策に、「運営委員会」の設置等に係わる記述があるが、現時点で具体的な動きはあるのか。
- 事務局： 学校の空き教室を活用した放課後子供教室の設置に当たっては、運営委員会の設置が求められるが、このことについては、将来的に検討を要する事業と考えているので、運営委員会の設置を含め、現時点では具体的な検討は行っていない。
- 委員： 23ページにある「ファミリー・サポート・センター」は、平成28年度から実施するということだが、事業を準備していく中で、利用希望がないことが分かった場合は実施しないということになるか。
- 事務局： 「ファミリー・サポート・センター」については、平成27年度を準備期間とし28年度からの実施予定としているが、計画の量の見込みにあるとおりに、ニーズ調査において利用希望があるとの結果であることから、その確保をすべく事業の準備を進めていく。
- 事務局： 子ども・子育て新制度の財源について、国は、消費税率の10%への引き上げによる増収分を充てるとしているが、先般、安倍首相がその引き上げを一年半先延ばしすると表明したところであり、新制度が予定どおりスタートするのか心配されるところである。
- しかしながらその後、国は、新制度は予定どおり平成27年4月から施行する方針であることに変わりはないと明言しているのでお伝えしておく。

【協議結果】

本協議会での意見を整理のうえ、事務局において再度計画案の見直しをし、修正がある場合は、千葉会長と牛尾副会長とで修正の内容を確認し、現時点の計画案とする。

(3) その他

- ① 子ども・子育て支援に係る利用者負担（骨子案）に対するパブリックコメントについて

【説明】

- ・ 前回の協議を踏まえ、「資料3」のとおり、2号・3号認定の利用者負担に係るパブリックコメントを実施する。
- ・ 1号認定の利用者負担（幼稚園保育料）については、現在、公私間のバランスが適切なものとなるよう協議中であることから、今回のパブリックコメントには含めず、次回以降の協議会の中で協議をさせていただいたうえでパブリックコメントを実施したい。

【質疑等】

特になし。

- ② 次回の開催について

平成27年1月下旬頃に開催する方向で調整したい。協議内容は、パブリックコメントの結果等についてである。